

項目		頁	具体的取組	取組状況 (R5年度)	今後の課題、取組	担当課
(1) 各機関の役割	①県と市町の役割分担と連携	16	・佐賀県地域福祉支援計画の策定 ・市町に対する地域福祉計画見直し支援	令和5年11月に佐賀県地域福祉支援計画を改定し、市町が策定する市町地域福祉計画への支援や、市町が行う包括的な支援体制の整備の推進への支援を明記した。	今後も、計画に基づき、市町が策定する市町地域福祉計画の見直しや計画の実施に対して必要な支援を行っていく。	社会福祉課
			・市町における包括的な支援体制の整備への支援	高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために地域共生社会の実現に向けた取組(重層的支援体制整備事業)に取り組む市町を支援した。  ①実態調査の実施 県内での包括的・重層的な支援体制の整備推進を目的として、相談支援機関等を対象に、複合的な課題への対応状況と多機関連携についての実態調査を行った。 ②アドバイザー派遣 県内の既に重層的支援体制整備事業並びに移行準備事業を実施または実施について積極的に検討している市町行政に対し、より効果的な事業実施を促進することを目的に、アドバイザーを派遣した。(4市町に各3回実施) ③地域共生コーディネーター養成研修の実施 複合的な課題を抱えた地域住民(世帯)の困りごとの解決に関わることが想定される佐賀県内の各市町社協・行政職員、相談支援機関や社会福祉事業の相談員等が適切な支援に取り組むために求められる「コミュニティソーシャルワーク」の向上を図ることを目的に研修会を開催した。(開催回数:2回、参加人数:35名) ④ケースブックの作成 実施した「アドバイザー派遣」の内容をわかりやすくまとめ、県内市町行政等に配布することで、県内全体での重層的支援体制整備事業への取り組みの機運を高めることを目的に、ケースブックを作成した。(240部作成、県内市町行政・市町社協:計40か所へ配布)	今後も人材育成のための研修会を行うとともに、重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行うなど支援していく。	
	②社会福祉協議会の役割	17	・佐賀県社会福祉協議会に対する、福祉活動等を行う経費の補助等 ・市町と連携した、市町社会福祉協議会に対する支援	佐賀県社会福祉協議会に対して、事業委託や、補助事業による経費の補助を実施した。 また、日常生活自立支援事業は平成27年度に基幹社協方式から各市町社協方式に方針を変え、各市町社協に専門員と生活支援員を配置し、県社協と連携の上業務を実施した。また、生活福祉資金においては住民に身近な市町社協で相談・申込みの受付を行い、県社協で貸付決定・償還指導を行うなど役割分担を行った。	今後も、県内の福祉ニーズ等を踏まえ、佐賀県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会とも連携・協力し、必要な支援を行っていく。	社会福祉課
	③地域における福祉ネットワークの構築	17	・民生委員・児童委員、社会福祉事業者等と連携した地域の見守り機能の向上	・地域の見守り・支援については全国民生委員児童委員連合会が策定している「活動強化方策」に取りあげられており、全委員に配布している「民生委員・児童委員の手引き」(R4改訂)にも記載している。 ・各施設の地域住民参画推進のために、地域共生ステーション委託事業の一環で実施しているアドバイザー派遣事業で助言・情報交換を行った。	・研修等の折にも活動強化方策や小地域ネットワーク活動等に触れ、マニュアル・進め方等について関係団体・市町と確認をしていく。 ・引き続き実施する。	社会福祉課
			・地域福祉振興基金による地域福祉活動の充実強化事業への支援	地域共生社会づくりの推進に向けた福祉教育の推進、様々な市民活動や福祉ボランティア等、地域福祉の担い手づくりのための取り組みと、ボランティア活動等に対する支援を実施。	引き続き実施する。	
I 地域社会を共に支える体制づくり  【重点項目】 (2) 包括的な支援体制整備の推進	①市町による重層的支援体制整備事業実施などへの支援	18	・市町による重層的支援体制整備実施などへの支援	17頁参照	17頁参照	社会福祉課
	②地域共生ステーションにおける取組	20	・地域共生ステーションの整備やハード面の支援に加え、個別の施設に向けた研修や訪問・助言などソフト面の支援 ・「宅老所」から「ぬくもいホーム」への転換促進	・地域住民に対して、生活支援サポーターの養成研修や担い手養成講座を実施。 ・地域共生ステーションにおいて地域づくりやたすけあいの一環で、介護予防・日常生活支援総合事業など、独自の生活支援サービス等を実施している事業所の取組を佐賀県地域共生ステーションパンフレットとして、施設訪問時や研修、養成講座を開催した際に配布した。	引き続き実施する。	社会福祉課
	③相談窓口・情報提供体制の整備、ワンストップ化	22	・市町における包括的な相談支援体制の整備(重層事業)への支援	17頁参照	17頁参照	17頁参照
・県民総合相談・情報提供窓口(行政の窓口)の設置			来庁者がそこで総合的に相談できるよう、行政の窓口(旧行政の窓口(旧さが元気ひろば))を設置。「さが現場の声を大切に、想いをつなぐ懇談会」等、現場の意見を拾い、行政がバックアップしていく仕組みづくりを目指す。	引き続き実施する。	広報広聴課 (行政の窓口)	

【重点項目】 (3) 災害時の福祉的支援の充実	① 災害ボランティア活動の支援	23	・佐賀県県民災害ボランティアセンターや災害ボランティア団体等と連携した災害時のボランティア対応 ・佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)による支援活動	災害時における市町社会福祉協議会での災害ボランティアセンターの円滑な設置にかかる研修会を開催した。	引き続き実施する。	県民協働課 社会福祉課
	② 佐賀県災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの整備	24	・災害派遣福祉チームによる避難所及び福祉避難所における福祉的支援 ・佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議の設置	・災害派遣福祉チームを組織する関係団体との連携を図るため、ネットワーク会議を実施した。また、チーム員の育成のため基礎研修やステップアップ研修、日本赤十字社と連携した研修を実施した。 ・令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県へ災害派遣福祉チームの派遣を行った。	・災害の発生に備えて、引き続き関係団体との連携の促進や研修など通じチーム員の育成に努める。 ・令和6年能登半島地震への派遣の経験値をチーム員に共有する。	社会福祉課
	③ 避難行動要支援者の避難体制の整備	24	・市町における避難行動要支援者名簿の充実や適切な活用などへの支援など、市町と連携した個別避難計画の策定促進	・市町民生主管担当課長会議や市町ヒアリングにおいて、名簿の充実や活用、個別避難計画の作成促進について働きかけた。 ・市町担当者向けの研修会を実施した。	引き続き研修会の実施や情報提供等を通じて、作成促進に向け働きかけていく。	社会福祉課
	④ 施設等における防災体制の充実、防災訓練の実施	25	・各施設における防災計画及び業務継続計画の適切な見直し等による防災体制の充実・強化支援 ・「防災タイムライン」の普及を図る研修の開催、アドバイザー派遣、実際に入所者等が参加する避難訓練の定期的な実施への働きかけ ・市町と共催で地域住民や防災関係機関の参加による防災訓練の実施	・施設における災害対応力の向上及び「避難タイムライン」の普及を図るため、風水害対策リーダーを育成するセミナーの実施や施設に対し防災の専門家を派遣し避難タイムライン作成の伴走支援、非常用発電機などの防災資機材の購入補助を実施した。(社会福祉課) ・各施設における防災計画及び業務継続計画の策定、定期的な見直し、職員等への周知について指導を行った。 ・UPZ内に立地する入所施設については、屋内退避や避難ルート、避難場所の定期的な確認を促した。(こども家庭課) ・集団指導、運営指導、立入検査等を通じて、各施設・事業所の防災計画及び業務継続計画の策定・見直し等の取組を推進した。(長寿社会課) ・R5原子力防災訓練で、PAZにおける在宅の避難行動要支援者(模擬)を搬送する訓練を実施。 ・R5原子力防災訓練で、PAZ及びUPZの福祉施設等の屋内退避訓練・通報連絡訓練を実施。(危機管理防災課)	・施設における「避難タイムライン」の普及啓発について、各種研修会や施設に対する指導監査などの機会を活用し実施していく。(社会福祉課) ・施設指導監査等を活用し定期的な指導を継続する。(こども家庭課) ・集団指導、運営指導、立入検査等を通じて、各施設・事業所の防災計画及び業務継続計画の策定・見直し等の取組を推進する。(長寿社会課) 引き続き、原子力防災訓練を継続する。 また、県内を4地区に分けた地域持ち回りの防災訓練も実施し、その中において、避難行動要支援者を含めた避難訓練や避難所運営訓練を行っていく。(危機管理防災課)	社会福祉課 こども家庭課 長寿社会課 (障害福祉課) 危機管理防災課
	⑤ 避難所の適切な設置運営支援	26	・市町との共催による住民主体の避難所運営訓練 ・市町への福祉避難所の指定促進及び受入対象者特定・公示の働きかけ	・R5防災訓練を鳥栖市で実施した。	引き続き、県内を4地区に分けた地域持ち回りの防災訓練も実施する。あわせて、その中において、避難行動要支援者を含めた避難訓練や避難所運営訓練を行っていくよう検討する。	危機管理防災課 社会福祉課
	⑥ 民間事業者等との連携・協定の締結	26	・避難先、物資の提供等に関する協定等の締結、連携	・令和5年度における民間事業者等との連携、協定等の締結の実績はなし。	災害時に被災者に寄り添った支援が行えるよう民間事業者等との連携を進めていく。	社会福祉課
① 人にやさしいまちづくりの推進	27	・「さがすたいる」の推進	・「さがすたいる」の想いを広めるため、様々な情報発信を実施した。(さがすたいるのウェブサイトの運営、さがすたいるリポーターによる当事者目線の発信、テレビを活用した情報発信(3分番組を8回実施)、SNSでの情報発信等) ・県内の小中高等学校などで「UD出前講座」を実施した。(R5:47回)店舗・施設を対象とした「さがすたいるゼミ」を実施した。(R5:8回) ・様々な方が交流するきっかけづくりとしての交流イベントを開催した。(さがすたいる映画館、レッツさがすたいるトーク、さがすたいるフェス)	引き続き実施する。	県民協働課	
	② 移動に困難を抱える人への支援	28	・地域における多様な移動手段の確保の取組への支援	・地域交通の見直しに取り組む市町や地域に対し、地域の実情とニーズに合わせた移動手段確保の検討・見直し等の支援を行った。また、市町の交通担当職員を対象とした研修会を3回実施し、地域交通の見直しや利用促進に向けた機運を高めた。 ・地域交通の利用促進や利便性向上に取り組む市町に対し、奨励金を交付した。 ・移動に困難を抱える人が公共交通を利用しやすくするため、UDタクシー及びノンステップバスを導入する交通事業者に補助金を交付したほか、子育てし大県「さが」タクシーを運行する事業者を支援するなどの取組を行った。	移動に困難を抱える方が地域で安心して生活し続けることができるよう、地域の実情やニーズを把握しながら、地域公共交通システム全体が持続可能なものとなるよう、市町、地域住民の方々、交通事業者、国と連携し、交通政策及び地域づくりの両方の観点を意識しながら、コミュニティバス等の運行ルートやダイヤの見直し、デマンドタクシーなど新たな移動手段の導入及び多様な移動手段の利用促進、利便性向上の取組が進んでいくよう支援していく。	さが創生推進課 交通政策課 (R6.10.31～ 交通政策課地域交通システム室)
			・パーキングパーミットの推進	・新規協力施設の追加に向けては、新規施設への電話での依頼等で協力施設の増加を目指した。 ・不適正利用対策としては、利用証や利用証発行者に対する制度説明用チラシのデザイン変更を行い、不適正利用の抑制及び制度の普及啓発を図った。	・パーキングパーミットについては、不適正駐車がなくならないことから普及啓発をさらに充実させるとともに、利用証未返却者への督促を継続していく。 ・プラスワンスペースについても、施設への調査・営業を行い協力を呼びかけていく。	社会福祉課
			・県内公共施設や民間の商業施設等のバリアフリー化等の環境整備 ・道路や歩道等のユニバーサルデザイン化	・佐賀郷野バリアフリーツアーセンターに相談窓口業務を委託して実施した。 ・県内の店舗や施設等のバリアフリー改修等に活用できる「バリアフリー化補助金」を実施した。(R5は38店舗に対して約940万円を補助) ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催を踏まえた競技施設周辺の歩道等のUD化を図るため対策を実施した。	引き続き実施する。	道路課 県民協働課
③ 生活困窮者への自立支援	28	・生活困窮者自立支援法の活用による生活自立支援センターの設置 ・支援機関の連携	・相談者との信頼構築を意識しながら相談業務を実施した	引き続き実施する。	社会福祉課	
		・生活困窮者の状況に応じた支援プランの作成	・相談者との信頼構築を意識しながら相談業務を実施した	引き続き実施する。		
		・ハローワーク等との連携や就労支援員による支援の強化 ・協力企業などの中間的就労の場を開拓し、生活困窮者とのマッチングを図る ・職場定着支援の実施	・ハローワークなど関係機関との連携を図って、被保護者の就労支援プログラム参加を促している ・就労準備支援事業により、長期間就労していない方への自立支援を実施した	引き続き実施する。		



(1) 分野横断的な課題への対応            2 地域共生社会実現に向けた	④住宅確保要配慮者への支援	30	・佐賀県居住支援協議会の取組を促進するとともに、住宅関連事業者や福祉事業者等との連携を図る ・市町等での居住支援協議会設立の働きかけ	・居住支援協議会を開催した。	・佐賀県内の居住支援ネットワークの強化を図る。 ・市町での居住支援協議会の設立への働きかけを行っていく。	建築住宅課
			・市町等と連携した新たな居住支援法人の指定の促進、多様な住宅確保要配慮者を複数の居住支援法人が連携して支え合うことができる居住支援サービスのネットワークづくりの取組	・居住支援団体の意見交換会を実施した。 ・居住支援法人の新規指定に向けた居住支援団体への働きかけを行った。	・居住支援法人の新規指定に向けた居住支援団体への働きかけを行っていく。 ・居住支援推進空き家利活用モデル事業の実施により居住支援活動団体を支援していく。	
			・民間賃貸住宅の貸主等の受入れ不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及の促進 ・住宅確保要配慮者が入居後も安心して住み続けられるよう、多様な居住支援サービスの提供を促進	・セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅）の登録戸数の増加 R5年度は新規で777戸の登録（11048戸→11825戸）	・引き続き住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及の促進に努める。 ・法改正に伴い新たに『居住サポート住宅』の登録がR7年度10月から始まるため、庁内の認定体制について検討を行っていく。 ・県内の認定自治体である市に対して『居住サポート住宅』について情報提供を行っていく。	
	⑤就労に困難を抱える方への支援	30	・ハローワーク等と連携した、それぞれの状況やニーズに応じた相談窓口の設置や、就労を支援するコーディネーター等を配置し、求職段階から就業、就業後までの総合的で切れ目のない就労支援を推進 ・就労支援に積極的に取り組もうとする事業者を増やす取組の支援、企業等との協働推進体制の強化	・障害者就労支援コーディネーター等による障害者と企業とのマッチング支援や職業訓練、障害者就業・生活支援センター、労働、福祉、教育、医療等関係機関との連携により、障害者の就労を支援した。 ・ハローワークとの連携により法定雇用率未達成企業への重点的な訪問等を通じ、企業への理解促進を図った。 ・就労意欲のある難病患者が地域で自立した生活が送れるようになるために、佐賀県難病相談支援センターの就労支援員によるきめ細やかな支援を行い、ハローワークと相談しながら、本人の自己決定を促した。また、難病患者の就労環境を整えるため、難病に対する理解や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする難病患者就職支援事業所を増やすべく、企業訪問を行った。	・引き続きハローワークや障害者就業・生活支援センターなどとの連携による就労支援に取り組む。 ・引き続き未達成企業への訪問等による働きかけを行うとともに、令和6年4月1日から新たに対象企業となった企業に対する情報収集等に取り組む、企業の障害者雇用の促進に努める。 ・今後も引き続き、難病患者が就労しやすい環境をつくるため、関係機関との連携や協力をしたい。	長寿社会課 障害福祉課（就労支援室） 健康福祉政策課
			・さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者、刑務所出所者等）を雇用する事業所等に対する雇用助成事業（レッツ・チャレンジ雇用事業）の実施	・令和5年10月19日付でレッツ・チャレンジ雇用事業実施要綱を改正し、新たに事業の協力機関として各市の生活自立支援センター（10カ所）を追加した。 ・追加した10市の生活支援センターを始め、協力機関を個別に訪問して、事業の周知と積極的な活用についての呼びかけを行った。 ・令和5年度は雇用委託実績なし。	・引き続き関係機関との連携等により支援対象者の掘り起こしを図るとともに、支援対象者に対して知識・技能の習得とあわせた就業の機会の提供を行うための企業開拓等に努める。	
			・特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進及び進路支援体制の整備 ・キャリア教育全体計画に基づいた、授業実践の充実化を図る	・特別支援学校就労支援連絡協議会及び就労支援フォーラムの実施及びサポーター企業登録制度等により学校と企業との協働強化を図った。 ・ジョブティチャーによる作業学習、企業現場での作業学習や就業体験、教職員企業等体験研修、就労支援コーディネーターの活用等により企業との協働による進路支援体制の強化に取り組んだ。 ・地域企業等と連携して策定した「キャリア教育全体計画」に基づき、教育課程及び年間指導計画等の検討を行い、小・中・高等部の12年間で一貫した教育の充実を図った。	・サポーター企業の登録企業の拡充を図るなど今後も、企業等との協働強化を図る。 ・事業を継続し、より多くの企業等との関係強化を図り、特別支援学校の進路支援体制の更なる充実を図る。 ・地域企業等のニーズ及び社会情勢を背景としてキャリア教育全体計画の見直しを図るとともに、今後も学校教育全体を通じた組織的かつ計画的な指導の充実を図る。	
	⑥社会的孤立等への対応	31	【若年無業者、ひきこもり等に対する支援】 ・佐賀県子ども・若者支援地域協議会、佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀県ひきこもり地域支援センター及びその他支援機関と連携した、様々な困難を抱えた子ども・若者の総合的な支援体制の強化、社会参加や就労につながる取組の推進 ・「さが若者サポートステーション」によるサポートや支援による若者の職業的自立の推進 ・「佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）」における、相談から社会参加、自立までの継続的な一貫した支援の実施	子ども・若者総合相談センターでは、困難を抱える子ども・若者、その家族からの様々な相談にワンストップで対応し、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行い子ども・若者の社会的自立に向けた支援を実施。 R5年度の相談件数は、延べ20,069件。就労支援や学習支援、医療機関との調整など次の支援につないだ対象者は535名。 佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）では、ひきこもり状態にある全年齢層を対象に本人・家族等からの相談にワンストップで対応するとともに、相談内容に応じて適切な関係機関につなぐことにより、ひきこもり本人の社会参加や自立につながる支援を実施。	引き続き実施する。	こども未来課 障害福祉課
			【自殺予防への対策】 ・「佐賀県自殺対策基本計画」を策定し、地域における自殺予防の体制づくりを推進する ・自殺に関する正しい知識の普及、佐賀県自殺対策協議会の開催による関係機関等とのネットワーク構築	・保健福祉時所、精神保健福祉センターにおいて電話相談、対面相談を実施。 ・民生委員や相談窓口担当者等を対象にゲートキーパー養成や研修会を実施。 ・講演会、セミナー等の開催や新聞広告による普及啓発等を実施。 ・「こころの健康づくり実行宣言登録事業所」登録事業所の登録促進のため、ホームページ等で周知を行った。 ・自殺対策協議会、庁内自殺対策連絡会議、市町自殺担当者連絡会議を開催。 ・地域自殺対策推進センターが中心となり市町への支援（担当者会議、計画進捗状況、検証）を実施。	引き続き実施する。 ※自殺対策協議会等の開催については、周知方法等も検討していく。	
			【ヤングケアラーへの支援】 ・支援体制強化を目的とした研修会の実施 ・ヤングケアラー支援推進コーディネーターの設置や悩み相談等を行う支援者団体の支援の実施	【ヤングケアラーへの支援】 ・NPO法人に委託して集合研修（200名以上）1回、個別研修（20人程度）を3回実施。 ・ヤングケアラー支援推進事業コーディネーターとして会計年度職員を1名配置。 ・相談支援事業を請け負うNPOへ補助を行った。また、佐賀県ヤングケアラー専門相談ダイヤルを開設し相談窓口を設置。	【ヤングケアラーへの支援】 ・ヤングケアラー支援への理解を広げるため、研修の対象をより広範囲及び小規模に展開する。 ・相談支援事業を請け負うNPOへ補助を行い、開設した「佐賀県ヤングケアラー専門相談ダイヤル」の利用推進に努める。	
	⑦再犯防止に向けた取組の推進	33	・佐賀県再犯防止推進計画の策定、関係機関、市町等との連携 ・市町における再犯防止推進計画策定支援	・平成31年4月1日に「佐賀県再犯防止推進計画」を策定し同年5月26日に「第1回佐賀県再犯防止推進協議会」を開催。以後、令和4年度、令和5年度に年一回開催（コロナ禍中は開催見送り）。令和5年度は、当計画を見直しを行い、令和6年4月に改定・策定を実施。  ・令和5年5月に開催した市町民生主管担当課長会議において、市町における再犯防止推進計画の策定動奨を実施。	・引き続き再犯防止推進協議会を開催し、次期計画の見直し事項も念頭に置き、協議会委員から専門的見地から幅広い意見を募る。さらに、市町職員を対象とした再犯防止研修会の開催等を行い、再犯防止への理解促進を図る。  ・市町の再犯防止推進計画策定についても、あらゆる機会を捉え、策定の呼びかけや必要な支援を行う。	社会福祉課   こども未来課 社会福祉課
			・再犯防止に係る普及・啓発、広報活動（社会を明るくする運動）の実施	・県内の市町、関係機関、保護司等による佐賀県推進委員会を組織し、委員長である知事から市町代表者に対して、取組への協力依頼ということで、知事メッセージを伝達した。	引き続き実施する。	
			・佐賀県地域生活定着支援センターによる支援	・矯正施設入所中から帰住地調整を行うコーディネーター業務を実施。 ・退所後福祉施設等へ入所した後も継続的に支援をするフォローアップ業務を実施。 ・地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務の実施。 ・刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難なものに対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う高齢・障害被疑者支援業務の実施。	引き続き実施する。	

⑧虐待などへの共通的な対応	34	・児童虐待の防止	・児童虐待防止月間に大型店で街頭キャンペーンや館内放送、広報誌への掲載を行った。 ・弁護士や医師等を児童相談所に配置し、体制強化に努めた。 ・乳児家庭全戸訪問や養育支援に対する市町への補助を行った。 ・学校や幼稚園、保育園等の職員向けの児童虐待防止研修会を行った。	引き続き実施する。 ※学校や幼稚園、保育園等の職員向けに、新たにヤングケアラーについての研修を開催する。	こども家庭課	
		・高齢者虐待の防止	・市町担当者及び介護職員に対する虐待防止研修を実施した。 ・県民に対しても、ホームページ等により理解促進を図った。 ・集団指導、運営指導、立入検査等を通じて、各施設・事業所の高齢者虐待防止に対する取組みを啓発した。	・市町担当者及び介護職員に対する虐待防止研修を実施する。 ・ホームページ等に情報を掲載し、理解促進を図る。 ・集団指導、運営指導、立入検査等を通じて、各施設・事業所の高齢者虐待防止に対する取組みを啓発する。	長寿社会課	
		・障害者虐待の防止	・虐待防止のための研修会や出前講座を適切に実施。	引き続き、虐待防止、早期発見・早期解決のための取組を推進する。	障害福祉課	
		・配偶者暴力(DV)の防止	・佐賀県DV総合対策センターを設置し、配偶者からの暴力防止及び相談対応等の被害者支援の取組を実施した。	・若年層に対する配偶者暴力相談支援センターの周知を強化する。 ・男女間の暴力の根絶に向けて、暴力防止及び被害者支援に関する広報啓発を行うとともに、今後も配偶者暴力等に関する相談窓口において、相談対応・支援情報の提供に努める。	男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課	
⑨こどもや若者への総合的な支援	34	・こども基本法に基づいた総合的な子供施策の実施  【保育の場の確保と充実】 ・処遇改善や働き方改革支援、魅力発信などによる人材確保の取組、専門アドバイザーによる研修の充実等による保育者の資質向上を図る ・病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問、障害児への対応等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携した、保育サービスの充実を図る ・放課後児童クラブを利用できない児童の解消	【こども基本法に基づいた総合的なこども施策の実施】 ・こどもの意見を聴く取組として、県内の大学生・短大生を対象にテーマを設定し、率直な意見の聴き取りを行った。 ・市町のこども施策担当課を対象に、「子ども・若者支援地域協議会(以下、子若協議会)」や「子ども・若者総合相談センター(以下、子若センター)」の取組を理解してもらい、県との連携及び各市町において子若協議会や子若センターを設置、または同様の支援の検討を促すための研修会を実施した。また、同じ研修会の中で、市町こども計画策定の参考とってもらうため、こども大綱の理解を促進するための説明を行った。  【保育の場の確保と充実】 ・市町の計画に基づき、保育所や認定こども園の施設整備の支援を行った。(令和5年度創設・認定こども園6) ・保育補助者や保育支援者の配置など保育士の負担軽減に取り組む施設に対し補助を行った。 ・保育所や認定こども園が実施する延長保育事業、幼稚園が実施する預かり保育事業に対し補助を行い、必要な保育の確保を行った。 ・病児保育事業や延長保育事業、一時預かり事業など、市町が地域の実情に応じ実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対し支援を行った。 ・障害児を受け入れる幼稚園に対し、必要な人件費及び管理経費等に対する補助を行った。 ・放課後児童クラブの運営や施設整備の支援を行った。	【こども基本法に基づいた総合的なこども施策の実施】 ・こどもの意見を聴く取組は今後も継続して行う。 ・R5年度は青少年育成県民会議の事業として行った「こどもの権利に関する研修会」をR6年度以降は県の取組として実施していく。 ・県と市町が随時情報共有しながら、県こども計画と市町こども計画の策定を行う。  【保育の場と確保と充実】 ・待機児童の解消に向け、引き続き、市町と連携し受け皿の整備を進める。 ・引き続き、保育士の負担軽減に取り組む施設に対し支援を行う。 ・引き続き、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保することで、安心して子育てができる環境を整備していく。 ・引き続き、市町への支援を実施し、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。 ・引き続き、障害児を受け入れる幼稚園に対し補助を行う。 ・引き続き、放課後児童クラブの運営や施設整備の支援を行う。	こども未来課	
		【ひとり親家庭への支援】 ・ひとり親家庭サポートセンターの設置による相談対応や、子育てと就業の両立サポート、各種資格取得に向けた支援などの実施  【児童虐待への対応】 ・児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図る ・学校現場における虐待専門研修の実施 ・要保護児童に対する、児童相談所、市町等と密接に連携した支援の充実  【里親への理解の普及・支援】 ・里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親育成・支援の継続した実施	・佐賀県要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との情報共有、連携強化に努めた。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせ、学校教諭等を対象にした研修会や、県民の方々を対象にした街頭キャンペーンを行った。  ・NPOに委託して施設を退所したり里親等委託を解除された児童の支援を行った。 ・里親支援業務の一部を民間委託し、里親制度の普及啓発や効果的なルートを行うことで、受け皿の確保を行った。 ・里親制度の啓発を目的に、委託団体がサガテレビで里親制度の紹介CMを放映したり、生放送番組のイベント告知コーナーにて、里親フォーラム開催の宣伝を行った。 ・里親相委託調整員を中央児童相談所に配置した。	・佐賀県要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との情報共有、連携強化に努める。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせ、学校教諭等を対象にした研修会や、県民の方々を対象にした街頭キャンペーンを行う。  ・NPOに委託して施設を退所したり里親等委託を解除された児童の支援を行う。 ・里親支援業務を民間委託し、里親に寄り添った丁寧な支援に努める。 ・フォスティング機関の支援員や各施設の里親支援専門相談員とも連携しながら委託の推進に努める。 ・委託団体がメディアやSNSを活用し、里親制度啓発と制度を広く県民に周知するように努める。	こども家庭課	
(2)住民主体の地域共生社会に向けた支援	①見守り活動の推進	36	・民生委員・児童委員等による地域の見守り・支援 ・地域共生ステーションによる地域見守り機能	・地域の見守り・支援については全国民生委員児童委員連合会が策定している「活動強化方策」に取りあげられており、全委員に配布している「民生委員・児童委員の手引き」(R4改訂)にも記載した。 ・各施設の地域住民参画推進のために、地域共生ステーション委託事業の一環で実施しているアドバイザー派遣事業で助言・情報交換を行った。	・研修等の折にも活動強化方策や小地域ネットワーク活動等に触れ、マニュアル・進め方等について関係団体・市町と確認をしていく。 引き続き実施する。	社会福祉課
	②地域資源を活かした住民が集う拠点づくり	36	・「地域共生ステーション」について、地域の拠点として定着するよう、誰もが利用できる「ぬくもいホーム」を増やしていく ・地域共生ステーションに対する、新規開設相談、補助の充実及び人材確保による支援等の実施	20頁参照	20頁参照	社会福祉課
	③CSO活動の推進、県外CSOの誘致	37	・NPO等を指定した支援、企業版ふるさと納税による寄附の活用 ・県外CSOの誘致による県内CSOの組織力強化を目指す	・CSOを対象に、資金調達をはじめ、人材育成・会計・情報発信力の強化にかかる講座を中間支援組織への事業委託を通じて開催した。 ・「CSOポータル」への掲載を通じて、様々な助成金情報の提供を行った。 ・NPO等を指定したふるさと納税により、CSOの活動を資金面から後押しした。R5は774百万円の寄付金を集めた。 ・県内CSOや県外コンサル等と協力しながら、県外で活躍しているCSOの誘致に取り組み、R5は2団体の誘致を実現した。	引き続き実施する。	県民協働課



(3) 利用者主体の福祉サービスの充実	①介護保険施設等に対する指導	37	・定期的な集団指導の実施、実地指導の実施 ・国民健康保険団体連合会や市町との連携	・集団指導及び運営指導等を通じ、介護保険施設・事業所のサービスの質の確保・向上につながるよう指導等を行った。 ・佐賀県国民健康保険連合会が行う苦情処理業務を支援し、連携して苦情処理業務に取り組んだ。 ・介護保険施設等に対する運営指導において、苦情相談受付体制の整備を指導した。	・集団指導及び運営指導等を通じ、介護保険施設・事業所のサービスの質の確保・向上につなげる。 ・佐賀県国民健康保険連合会が行う苦情処理業務を支援し、連携して苦情処理業務に取り組む。 ・介護保険施設等に対する運営指導において、苦情相談受付体制の整備を指導していく。	長寿社会課	
	②運営適正化委員会による苦情解決制度の推進	37	・県社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会による、福祉サービスに関する苦情解決事業の実施 ・社会福祉事業者による苦情解決体制の整備の促進	令和3年度は32件、令和4年度は33件、令和5年度は50件の相談に応じた。相談内容によっては、事情調査を行ったり、県へ情報提供を行った。 また、社会福祉事業者による苦情解決体制の整備の取組として苦情解決研修会の開催を行った(令和5年度は198名が参加)。	社協だよりなどによる一般利用者向けの広報、掲示用ポスター及び資料集の作成・配布などによる事業者における苦情解決の促進を図る。	社会福祉課	
(4) 権利擁護の推進	①福祉サービス第三者評価事業の実施	38	・評価調査者の養成、事業者への評価制度の普及啓発の実施 ・地域や社会福祉法人等との連携による地域における公益活動の促進を図る	・評価調査者養成研修(8人)及び継続研修(3人)を行った。 ・関係各課が指導・監査等で施設に行く際にパンフレットの配布を依頼した。 ・各課との連携、また評価機関からの周知もお願いしている。受審数は特別養護老人施設1件、社会的養護施設4件、認定こども園1件であった。	・今後も養成研修、継続研修を行っていく。 ・関係各課との協力による受審奨励を今後も継続していく。 ・各施設協議会等において制度説明・周知の際に受審のメリット等を伝えるようにしており、今後も継続していく。 ・特に保育所・認定こども園については努力義務とされているので関係課と連携し、受審奨励を行っていく。	社会福祉課	
	②成年後見制度の利用促進	38	・実施主体である市町において、多様な分野・主体が連携し、成年後見制度の取組が進むよう支援する ・県における、地域の実情に応じた成年後見制度を総合的に充実するための地域連携の促進	・成年後見制度の周知を目的に、司法・福祉・行政関係者、地域住民を対象とした研修会を開催した。 ・地域連携ネットワークの構築のため、県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会、県社会福祉協議会、佐賀家庭裁判所、市町などとの情報交換等による連携を図った。	・成年後見制度の周知を図り、制度の利用促進と支援ができる人材を増やしていくため、司法・福祉・行政関係者、地域住民等を対象とした研修会を開催していく。 ・引き続き、市町を中心に、後見人を支援するため司法・福祉・行政等の関係者によるネットワークの構築を進めていく。	長寿社会課 (障害福祉課)	
	③福祉サービス利用援助事業の推進	39	・県社会福祉協議会のあんしんサポートセンターにおける日常生活自立支援事業の実施 ・利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発	県社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業を実施し、利用者のニーズに応じた、日常的な金銭管理や通帳等の預かり等により、利用者が自分の意思に基づき、地域で自立した生活を送ることができるよう支援した。 日常生活自立支援事業における実績は、令和6年3月末時点で契約締結422件(令和5年度新規契約数82件)、令和5年度:相談18,106件(令和4年度は相談19,558件、契約404件)という状況。 事業案内を新聞広告に掲載した。県社会福祉協議会並びに各市町社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業案内のリーフレットとチラシを作成し、地域包括支援センター等関係支援機関へ配付するとともに、出前講座等により制度利用についての周知を行った。	・認知症高齢者数増加が予想されている中、本事業のニーズはこれからも増えていくと見込んでいる。 今後も継続して取り組みを行う。	社会福祉課	
3 地域共生社会を支える人づくり	(1) 福祉にかかわる人材の確保・育成	①福祉に関わる人材の確保・定着支援	40	・介護現場における先進機器の導入を普及・促進し、働きやすい労働環境の充実を図るための補助事業の実施や労働環境改善のための取組への支援等の実施	・介護サービス事業所に対して先進機器導入経費を補助し、働きやすい労働環境の充実を図った。 ・抱え上げない介護の普及促進のための研修会等を開催し、介護サービス事業所の労働環境改善を促進した。	・介護サービス事業所に対して先進機器導入経費を補助し、働きやすい労働環境の充実を図る。 ・抱え上げない介護の普及促進のための研修会等を開催し、介護サービス事業所の労働環境改善を促進する。 ・介護サービス事業所の働きやすい職場環境づくりのさらなる推進のため、生産性向上(業務効率化、負担軽減)のための相談窓口の設置を検討する。	長寿社会課
		②福祉人材の養成	41	・福祉人材センターによる、社会福祉事業従事者等への就業援助、研修の実施、事業者からの相談対応・支援の実施	・無料職業紹介事業によって令和4年度は44人、令和5年度は58人採用された。 ・福祉職を希望する高校生に対し福祉セミナーを開催し、令和4年度は46人、令和5年度は64人が参加した。また、西九州大学と連携し、オープンキャンパスと合同で高校生福祉セミナーを開催し、多くの高校生等が集まるように工夫を行った。 ・福祉介護人材の確保定着、職員の資質向上に向けた人材養成研修を実施した。(令和3年度30回、令和4年度30回、令和5年度28回)	・今後も継続して事業を実施するとともに、オンライン形式での開催も検討していく。	社会福祉課
	②福祉人材の養成	41	・社会福祉士・介護福祉士国家試験のPRの実施 ・介護福祉士等修学資金の貸付制度の活用による人材の育成・確保、キャリアアップ研修などの実施による専門的研修の実施	・国からの国家試験のお知らせなどは、指定を行っている実務者養成施設に周知を実施。 ・令和5年度の実績は、介護福祉士修学資金貸付127名、社会福祉士修学資金貸付5名、介護福祉士実務者研修受講資金貸付38名、再就職準備金貸付4名という状況。	・今後も社会福祉士・介護福祉士国家試験のPRに努める。 ・国と連携し原資確保に努め、介護人材の確保につながるよう引き続き貸付を行っていく。	社会福祉課	
(2) 地域共生社会を支える担い手への支援	①CSOとの協働	41	・県社会福祉協議会等関係団体やボランティア活動支援団体が行うボランティア活動やCSO活動の推進を図るための各種事業への協力 ・地域住民に対するボランティア活動への参加を促す ・CSO・企業等から県・市町との共同事業の提案を受け付ける「CSO・企業提案型協働創出事業」の実施	提案者と行政とが対話を重ね、公共サービスの担い手の多様化を図る取組を推進した結果、R5は県市町に68件の提案があり、うち14件が採択に至った。	引き続き実施する。	県民協働課	
	②寄附金、募金の活用	42	・佐賀県共同募金会の募金活動や広報活動への協力 ・地震や豪雨災害などの災害発生時における、日本赤十字社や共同募金会、市町などと連携した義援金の募集	・共同募金会が開催する頒布展や作品募集の後援、赤い羽根共同募金運動の協力依頼や周知活動を行った。 ・令和5年九州北部豪雨において、日本赤十字社、共同募金会と共同で義援金の募集を行った。	引き続き実施する。	社会福祉課	
	③民生委員・児童委員の確保、活動への支援	42	・民生委員・児童委員の広報活動の強化や市町との情報共有による人材確保 ・民生委員・児童委員への研修等の実施による相談支援能力の向上	・「民生委員・児童委員の手引き」(R4改定)について、委員交代の際に配布を行った。 ・中堅民生委員・児童委員研修会研修会を行い相談支援能力の向上を図った。 ・市町や福祉事務所を通じて、民生委員・児童委員の意見や問題等を把握し、民生委員活動を的確に支援できるように努めた。 ・制度について県公報媒体やマスメディアを通して情報を発信した。 ・県の退職者説明会にて資料を配布し、制度の周知を行った。 ・各市町からの個別の相談に対し、これまでの事例等を参考にし、各市町担当者に情報共有した。 ・制度の周知方法について各市町に照会をかけ、情報収集を行った。	・今後も委員交代等の折に配布していく。 ・今後も研修を実施していく。 ・今後も市町や福祉事務所を通じて民生委員・児童委員の意見を聞き、活動を支援できる体制の構築を図る。 ・制度・活動内容について、今後も県民に対して広報周知を行い、民生委員が活動しやすい環境作りを進める。併せて、なりて確保に向け広報を行っていく。 ・工夫事例については、今後も収集、情報提供を行い、市町の取り組みの支援になるよう努める。	社会福祉課	